

改定前 (旧)	改定後 (新)
2022年3月25日制定	2022年3月25日制定 2022年10月25日改定
<p>北関東周遊フリーパス（首都圏出発プラン）利用約款</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>（申込方法等）</p> <p>第5条</p> <p>5 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日のお申込みはお控えください。同一日のお申込みをした場合は、第11条第2項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。</p> <p>（登録内容の変更）</p> <p>第6条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第11条第2項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。</p> <p>第7条～第8条 略</p>	<p>北関東周遊フリーパス 2022（首都圏出発プラン）利用約款</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>（申込方法等）</p> <p>第5条</p> <p>5 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日のお申込みはお控えください。同一日のお申込みをした場合は、第12条第2項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。</p> <p>（登録内容の変更）</p> <p>第6条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第12条第2項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。</p> <p>第7条～第8条 略</p>

(他の割引との適用関係)

第 9 条 本商品は、ETC マイレージサービスによる割引以外の割引を重複して適用しません。

2 ETC マイレージサービスによる割引は、本商品の料金の額に適用します。

3 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

(適用対象外及び無効)

第 10 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

(他の割引との適用関係)

第 9 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 10 条 2022 年 11 月 7 日 (月) から 2022 年 11 月 30 日 (水) までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第 11 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
四 登録した車種より上位の車種で通行したとき
五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で行ったとき
六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に行ったとき
七 登録した利用期間に第 7 条第 1 項①に定める通行がなかったとき
八 第 7 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、第 7 条第 1 項②の通行において、周遊エリア内外のインターチェンジ相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます。なお、入口インターチェンジ、出口インターチェンジともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用対象外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
四 登録した車種より上位の車種で通行したとき
五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で行ったとき
六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に行ったとき
七 登録した利用期間に第 7 条第 1 項①に定める通行がなかったとき
八 第 7 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、第 7 条第 1 項②の通行において、周遊エリア内外のインターチェンジ相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます。なお、入口インターチェンジ、出口インターチェンジともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用対象外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

- 一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
- 二 登録した 1 枚の ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第 11 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項①に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項①に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第 12 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「北関東周遊フリーパスプライバシーポリシー」に従って適切に取扱います。

(免責事項)

- 一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
- 二 登録した 1 枚の ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第 12 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項①に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項①に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第 13 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「北関東周遊フリーパスプライバシーポリシー」に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 13 条 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき

三 当社の責めに帰することができない企画割引の複数プラン申込により、申込者の意図しない請求が行われたとき

四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

五 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

六 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

（約款の変更）

第 14 条 当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

第 14 条 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき

三 当社の責めに帰することができない企画割引の複数プラン申込により、申込者の意図しない請求が行われたとき

四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

五 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

六 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

（約款の変更）

第 15 条 当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

附則

本約款は、2022年3月25日から2022年11月30日までの間適用
します。

別表1～別表2 略

附則

本約款は、2022年10月25日（火）14時から施行します。なお、
この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了
している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1～別表2 略

改定前 (旧)	改定後 (新)
2022年3月25日制定	2022年3月25日制定 2022年10月25日改定
<p>北関東周遊フリーパス（周遊プラン）利用約款</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>（申込方法等）</p> <p>第5条</p> <p>5 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日のお申込みはお控えください。同一日のお申込みをした場合は、第11条第2項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。</p> <p>（登録内容の変更）</p> <p>第6条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第11条第2項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。</p> <p>第7条～第8条 略</p>	<p>北関東周遊フリーパス 2022（周遊プラン）利用約款</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>（申込方法等）</p> <p>第5条</p> <p>5 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日のお申込みはお控えください。同一日のお申込みをした場合は、第12条第2項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。</p> <p>（登録内容の変更）</p> <p>第6条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第12条第2項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。</p> <p>第7条～第8条 略</p>

(他の割引との適用関係)

第 9 条 本商品は、ETC マイレージサービスによる割引以外の割引を重複して適用しません。

2 ETC マイレージサービスによる割引は、本商品の料金の額に適用します。

3 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

(適用対象外及び無効)

第 10 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

(他の割引との適用関係)

第 9 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 10 条 2022 年 11 月 7 日 (月) から 2022 年 11 月 30 日 (水) までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第 11 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
四 登録した車種より上位の車種で通行したとき
五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で行ったとき
六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に行ったとき
七 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかったとき
八 第 7 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます (ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。)。なお、入口料金所、出口 (または本線) 料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
四 登録した車種より上位の車種で通行したとき
五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で行ったとき
六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に行ったとき
七 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかったとき
八 第 7 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます (ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。)。なお、入口料金所、出口 (または本線) 料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき

二 登録した 1 枚の ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき

三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第 11 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第 12 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「北関東周遊フリーパスプライバシーポリシー」に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 13 条 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が

一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき

二 登録した 1 枚の ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき

三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第 12 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第 13 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「北関東周遊フリーパスプライバシーポリシー」に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 14 条 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が

被った被害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき

三 当社の責めに帰することができない企画割引の複数プラン申込により、申込者の意図しない請求が行われたとき

四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

五 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

六 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

（約款の変更）

第 14 条 当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

附則

被った被害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき

三 当社の責めに帰することができない企画割引の複数プラン申込により、申込者の意図しない請求が行われたとき

四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

五 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

六 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

（約款の変更）

第 15 条 当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

附則

本約款は、2022年3月25日から2022年11月30日までの間適用
します。

別表 略

本約款は、2022年10月25日（火）14時から施行します。なお、
この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了
している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表 略